判事兼簡易裁判所判事　原　道子
前橋地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて前橋家庭裁判所判事に補する
前橋簡易裁判所判事に補する
同　松本　清隆
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
同　下野　恭裕
岡山地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて岡山家庭裁判所判事に補する
岡山簡易裁判所判事に補する
同　増田　隆久
熊本地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて熊本家庭裁判所判事に補する
熊本簡易裁判所判事に補する
判事　浜　秀樹
釧路地方裁判所判事に補する
釧路地方裁判所長を命ずる
兼ねて釧路家庭裁判所判事に補する
釧路家庭裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　福田千恵子
同　松下　貴彦
東京簡易裁判所判事に補する（各通）　浅香　幹子
同　立川簡易裁判所判事に補する　大浜　寿美
同　岡山簡易裁判所判事に補する　近藤　幸康
同　酒田簡易裁判所判事に補する
酒田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　吉田　勝栄
同　八戸簡易裁判所判事に補する　瀬戸　茂峰
同　松山簡易裁判所判事に補する　大西　忠重
大阪高等裁判所判事　神戸地方裁判所判事に補する
神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる
簡易裁判所判事　大西　忠重
尼崎簡易裁判所判事に補する
京都地方裁判所判事・京都簡易裁判所判事　瀧華　聡之
大阪地方裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・熊野簡易裁判所判事兼尾鷲簡易裁判所判事　佐藤　拓海
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所判事補兼さいたま家庭裁判所判事補・川越簡易裁判所判事　中山　周子
大阪地方裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補・宇都宮簡易裁判所判事　崇島　誠二
同　川又　真紀
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補・岡崎簡易裁判所判事　村瀬　恵
名古屋家庭裁判所判事補の兼補を免ずる
名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を免ずる
名古屋簡易裁判所判事に補する　浅野　一夫
前橋家庭裁判所事務局長　瀧　寿美雄
鳥取地方裁判所事務局長　中川宏一郎
福岡家庭裁判所事務局長　大重　敏弘
宮崎地方裁判所事務局長兼宮崎家庭裁判所事務局長　佐竹　一夫
仙台家庭裁判所事務局長　青山　一
山形家庭裁判所事務局長　半藤　政一
札幌高等裁判所刑事首席書記官　山田　義則
松山地方裁判所事務局長　都甲　和幸
最高裁判所事務総局経理局営繕課長
定年退職（各通）（以上三月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月二十六日タンザニア国の国祭日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

信用保証協会法第38条第2項に基づく保証業務支援機関の名称の変更に係る届出について

信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第37条第1項の規定に基づき保証業務支援機関の指定を行った社団法人全国信用保証協会連合会から、同法第38条第2項の規定に基づき、以下のとおり名称の変更に係る届出があったので、同法第38条第3項の規定に基づき公示する。

平成25年4月30日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　変更前の名称
社団法人全国信用保証協会連合会
二　変更後の名称
一般社団法人全国信用保証協会連合会
三　変更が生じた日
平成25年4月1日

公告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第10条第8項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成25年4月30日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　届出を行った者の名称等
(1)　名称　大和ＰＩパートナーズ株式会社
住所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウノースタワー
(2)　名称　イシン・フォー・エイチ・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国、デラウェア州19808、ウィルミントン、2711　センタービル・ロード、スイート400、コーポレーション・サービス・カンパニー気付
(3)　名称　エイトコインズキャピタル　ピーティーイー　エルティーディー
住所　シックスバッテリーロード　#26−06　シンガポール　049909
(4)　名称　Number Five特定目的会社
住所　東京都港区赤坂九丁目1番7号
(5)　名称　バークレイズ・キャピタル・インク
住所　米国ニューヨーク州　10019、ニューヨーク市、7番街745番地
(6)　名称　バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド
住所　英国ロンドン市イー14・5エイチピー・チャーチル・プレイス1
(7)　名称　バークレイズ・バンク・ピーエルシー（バークレイズ銀行）
住所　英国ロンドン市イー14・5エイチピー・チャーチル・プレイス1
2　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成25年5月1日から平成27年4月30日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第10条第6項の規定により届出のあった事項について、同条第9項に基づき次のとおり公告する。

平成25年4月30日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　所在地の変更のあった者
名称　中央不動産株式会社
変更後の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
2　名称の変更のあった者
(1)　変更前の名称　三菱商事ユニメタルズ株式会社
変更後の名称　三菱商事ＲｔＭジャパン株式会社
(2)　変更前の名称　財団法人　民間都市開発推進機構
変更後の名称　一般財団法人　民間都市開発推進機構